

科目名	担当者名	配当	期	単位
憲法発展演習Ⅱ (憲法発展演習)	日笠完治	3選必	後期	2(1)

### ■講義内容■

発展演習科目である。発展演習は2単位選択必修となっている。

本演習においては、最近の重要な憲法判例、あるいは、現代的な憲法問題を取り上げそれが訴訟になった場合に、原告の訴訟代理人、被告の訴訟代理人、裁判官の各立場で、どのような主張、反論、判断が可能か、また妥当かということについて検討する。したがって、具体的な講義内容について、あらかじめ特定することはできないが、電子シラバスで事前に予告することにしたい。

法曹としての訓練の実践段階における最後の演習であるので、積極的な参加が望まれる。参加者各自のペーパーは、受講者全員に配布され議論の狙上におかれる場合もある。

### ■シラバス■

#### <科目のねらい>

憲法訴訟に関わった際に、基本的人権尊重主義を体現することのできる法曹になること、現実に発生する憲法問題に対する深い理解と冷静な情報収集分析を行う力量を備えさせること、そして、熱心に問題解決への思考を行的確にそれを表現できるスキルを身につけることを、目的とする。

法曹人としての人格陶冶、法曹倫理を身につけた品格ある法曹として、憲法がしっかりと修得されていること、さらにはそれに磨きをかけることによって、駒津法曹として世に送り出して恥ずかしくない試練の場としたい。

具体的には、人権問題に関する十分な理解、すなわち、第1に立法行為や国家行為による人権制約の目的と手段の分析、第2にその行為によっていかなる人権上の利益が制約されたか、第3に原告としてはどのような論理構成によって自己の利益の回復を求めることができるか、第4に被告としてはその人権制約の正当性をどのように根拠づけることができるか、第5に裁判所はどのような審査基準を用いるべきか、第6に事案に沿った判断基準はどのようなものか、第7にこの判断基準に基づいて、具体的にいかなる適用が行われるべきかと言うことを、各自が自信を持って表現できるようにしたい。

#### <科目の内容>

変更の可能性あり（具体的に扱う事件や課題は、電子シラバスで事前に指示する）。

- 第1回 製造たばこの警告表示に関する法律について
- 第2回 都市計画法とまちづくり推進条例について
- 第3回 フィルタリング・ソフト法について
- 第4回 遺伝子治療と個人情報コントロール権について
- 第5回 住所と生活保護法について
- 第6回 パノラマ画像とプライバシーについて
- 第7回 在外邦人の小選挙区選挙権判決

在外邦人参政権訴訟地裁判決（東京地判平成11年10月28日）、在外邦人参政権訴訟高裁判決（東京高判

平成12年11月8日)、在外邦人参政権訴訟最高裁判決(平成17年9月14日)の分析と検討を中心に。

**第8回 中間試験**

現代的な事件を材料に、問題を作成する。

**第9回 中間試験問題の検討**

各自の答案を材料に、憲法学的な検討をする。

**第10回 定住外国人の公務就任権**

定住外国人の人権享有の限界とその制約の正当性の検討を行う。

**第11回 取材源の秘匿と報道の自由**

報道の自由の保障領域についての検討を行う。

**第12回 プライバシー権と表現の自由**

「石に泳ぐ魚」事件地裁判決(東京地判平成11年6月22日)「石に泳ぐ魚」事件高裁判決(東京高判平成12年2月15日)、「石に泳ぐ魚」事件最高裁判決(最判平成14年9月24日)を中心に、総合考慮説についても検討する。

**第13回 内閣総理大臣の靖国参拝問題**

「九州靖国訴訟」第1審福岡地裁判決(平成11年12月14日)、福岡高等裁判所判決(平成14年2月28日)、千葉地方裁判所判決(平成16年11月25日)及び控訴審東京高等裁判所判決(平成17年9月29日)を中心に。

**第14回 平成24年新司法試験問題公法系第一問について**

**第15回 定期試験**

**<教材>**

事前にTKCで指示する。